

令和7年1月27日(月) 裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	熊本県水俣市の女性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が平成24年7月17日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成28年6月24日付けで認定をしない旨の処分(原処分)をしたため、請求人が同年8月2日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和20年から昭和41年まで津奈木町に、昭和41年以降は水俣市に居住しているが、いずれの居住地においても同居家族中に漁業従事者や公健法に基づき水俣病と認定された者はおらず、その魚介類の摂取状況から漁業者と同じように魚介類を多食していたとはいえず、各時期の居住地域の状況を踏まえても、メチル水銀に対する水俣病の発症を考慮すべき相当程度のばく露があったと認めることはできない。</p> <p>神経内科検診では痛覚について両手首以下に低下がみられたが、他の感覚障害はみられないこと、手に関する自覚症状については変形性頸椎症や手根管症候群の症状である可能性が考えられること、請求人には、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害は認められないこと等からすると、検診で請求人にみられた感覚障害をもってメチル水銀に対するばく露に起因する感覚障害であると認めることはできない。</p> <p>よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。</p>
2	新潟県知事	埼玉県春日部市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が、平成31年1月21日付けで認定しない旨の原処分をしたため、同年3月11日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、漁協に加入していた同居親族が捕る川魚を毎日摂取していたものの、請求人の両親は農業を営んでいたこと、請求人は昭和37年に県外に転出したことも考慮すると、請求人につき、メチル水銀に対する一定程度のばく露があったことまでは否定できないものの、水俣病発症の可能性のある程度の濃厚なメチル水銀ばく露があったとは認められない。</p> <p>公的検診では、両側足底の痛覚低下と下肢振動覚の軽度低下が認められたものの、下肢の触覚低下、上肢の感覚低下はなく、水俣病に起因する感覚障害とは認められず、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害のいずれも認められなかった。</p> <p>請求人は、手の震え、若年時からのけん怠感、頭痛、緑内障・白内障が水俣病に起因する旨主張するが、手の震えは書癩と診断されており、緑内障・白内障は中枢性の疾患ではなく、けん怠感及び頭痛についても、公的検診では水俣病に起因する症候は認められなかったことから、水俣病に起因するとは認められず、請求人が水俣病にかかったと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
3	鹿児島県知事	鹿児島県出水市の女性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が平成27年8月16日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が令和元年8月13日付けで認定をしない旨の処分(原処分)をしたため、請求人が同年11月11日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和7年から出水市に居住しているが、実家及び嫁ぎ先はいずれも農家で、同居家族中に漁業従事者や公健法に基づき水俣病と認定された者はおらず、その魚介類の摂取状況から魚介類を多食していたとはいえず、各時期の居住地域の状況を踏まえても、メチル水銀に対する水俣病の発症を考慮すべき相当程度のばく露があったと認めることはできない。</p> <p>神経内科検診では両足裏に表在感覚の軽度低下と下肢に二点識別覚の軽度低下がみられたが、他の感覚障害はみられないこと、この足裏の異常感覚は、平成6年頃以降に発症したものであり、水俣湾周辺地域において水俣病が発生する可能性のあるレベルの持続的メチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなったとされる昭和44年から25年が経過してから発症していること、足裏の知覚異常やしびれは腰部脊柱管狭窄症の症状や糖尿病による末梢神経障害である可能性が考えられること、請求人には、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害は認められないこと等からすると、検診で請求人にみられた感覚障害をもってメチル水銀に対するばく露に起因する感覚障害であると認めることはできない。</p> <p>よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。</p>

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（大気系疾病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
4	尼崎市市長	尼崎市の 男性	気管支ぜん息 ①遺族補償一時金 ②葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、気管支ぜん息を認定疾病とする被認定者が死亡したため、その子が遺族補償一時金及び葬祭料を請求したところ、処分庁は、令和3年11月30日付けで、被認定者の死因は認定疾病に起因するものの、他原因を参酌して給付率を75%とする旨の処分をしたため、請求人が令和4年1月6日付けで不服審査請求をした事案である。</p> <p>死亡診断書には、直接死因は気管支ぜん息増悪、その原因として新型コロナウイルス感染症との記載があるところ、被認定者の気管支ぜん息は、一貫して2級で、症状や治療内容もほぼ一定で推移し、被認定者が新型コロナウイルス感染症に罹患する前は、被認定者の体温は一貫して平熱であり、酸素飽和度も98%～99%の高水準で推移していたことから、被認定者の気管支ぜん息の症状は安定しており、被認定者は、死亡診断書記載のとおり、新型コロナウイルス感染症を原因とする気管支ぜん息増悪により死亡したと認めるのが相当であって、その死因には、新型コロナウイルス感染が寄与したといわざるを得ず、死因に対する気管支ぜん息の寄与の程度は、75%を超えるものではない。</p> <p>よって、給付率を75%として遺族補償一時金、葬祭料の支給を決定した原処分はいずれも相当である。</p>
5	尼崎市市長	尼崎市の 男性		

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
6	独立行政法人 環境再生保全 機構	愛媛県東 温市の女 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、亡夫が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺により死亡したとして、法第22条第1項に基づき特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求したが、処分庁が令和5年6月30日付けで特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を受ける権利の認定を行わないとする処分（原処分）をしたため、同年9月22日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。</p> <p>石綿肺の判定に当たっては、胸部エックス線画像により、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見が認められることが必要であるが、提出された平成16年から平成22年までの間に撮影された胸部エックス線画像において、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められない。CT画像においても石綿肺の所見は認められない。</p> <p>肺機能検査結果は、著しい呼吸機能障害の基準を満たす呼吸機能の低下を示しているが、画像所見では石綿肺と判定できないのであるから、この呼吸機能の低下が石綿肺によるものと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>